

東寺観智院金剛藏『弘法大師附法血脈』（148箱7号）の調査報告と翻刻

湯 浅 吉 美

はじめに

東寺観智院金剛藏聖教類の閲覧調査報告の一編として、今回は標題資料を採りあげる。本資料は、外題に「血脈」と称しつつも法流の系図のようなものではなく、灌頂に関する「秘中之秘、密中之密」なる事々を開陳しており、一見直ちに興味をそそられた。とはいえ、凡俗の悲しさ

には、それが如何なる意味をもつかなど全く理解が及ばないが、繰り返される「可秘之」の句から、ただならぬ資料を目にしていることだけは感じられる。しかるべき諸賢の御高覧を得て、正当な評価のなされることを俟ちたい。

報告に入る前に、毎度のことながら、東寺、同宝物館、さらに観智院の方々に満腔の謝意を表する。殊に、長者

橋本尚信猥下、山田忍良師、新見康子氏には、相応しい御礼の詞もない。毎夏の調査で一方ならぬ御厚誼を辱うするのみならず、拙稿の公刊を常に御快諾くださることに對し、幾重にも御礼申しあげる。将来にわたり、この調査が継続されるよう、願って已まない。

また、岸田照泰貫首猥下をはじめ、新勝寺および仏教研究所の皆様の御高配も忘れられない。地味で目立たぬ基礎研究に対して惜しみなく注がれる御温情なくして、かかる仕事を幾年も続けることは不可能である。とりわけ研究所事務局の伊藤照鏡師には、別して謝辞を捧げたい。毎年毎年、締切の限界までお待たせしてしまうことを、心よりお詫びする。また梵字の解説につき、研究所の次席所員中山照玲師の御教示に与った。思えば、まったくの俗人が梵字悉曇を云々するなど、論外の沙汰に相違ない。敬虔なる師にとつては実に不快であろうにもかかわらず、丁寧にお教えいただき、感謝に堪えない。

翻刻の提示に入る前に、ごく大まかに内容を紹介しておこう。

本資料は、「弘法大師が付法血脉に二流あり」との文言に始まり、仁和寺（広沢）と醍醐寺（小野）とそれぞれの付法を掲げ、その他にも唐の造玄・海雲の血脉があること、さらに胎藏にも二流あることを記す。

続いて、結縁灌頂を学法灌頂とも呼ぶけれども、いささか違いがある点について述べる。さらに、このあとが最重大の秘密事なのだろうけれども、伝法灌頂のとき、金剛界と胎藏と、どちらを先（初夜）・後（後夜）とするかという点を縷々論じ、三昧耶戒の際の行道を順に廻るか逆に廻るかとか、なぜ阿闍梨の座が北で受者の座が南かといったことに及ぶ。

なお、巻末には「御本奥云」として、安元三年（一一七七）に記した旨が見える。とくに疑う理由もないので、このときを以て原本の成立としてよかろう。

《書誌事項》

弘法大師附法血脉 (148箱7号『目録』8・399頁)^①

南北朝時代貞和五年(一二四九) 杲宝写 一卷

【装訂】無軸卷子装。全長六m九三・四cm。^②

【表紙】なし。端裏に外題「弘法大師附法血脉」(後筆、直接墨書)。

【見返・遊紙】なし。巻頭余白に「本題下覺濟^五」とあり(異筆、墨書)。

【序・目録】なし。

【内題】なし。^③

【本文部分】斐楮交漉紙。紙数一六。標準一紙長四二・二cm。^④ 料紙横長は、第一紙三八・八cm、第二紙三一・

三cm、第九紙三五・四cmと、多少の長短あり。紙高

三〇・七cm。無辺無界。毎紙行数一七または一八行

(標準一紙)。毎行字数不等。字面高さ約二六cm。訓

点(ごく少数の返点および捨仮名(カタカナ)、墨筆)。

第一四紙に裏書。

【尾題・奥書】尾題なし。安元三年(一二七七)の藍本本

奥書、建仁二年(一二〇二)の本奥書(瞻空、建治

二年(一二七六)の本奥書(覺濟か、貞和五年(一

三四九)の書写奥書(杲宝)あり、翻刻参照。^⑤

【その他】巻末に遊紙一紙(本文共紙、墨付なし)。

注

(1) 『目録』は、京都府立総合資料館編『東寺観智院金剛藏聖教目録』(京都府教育委員会、一九七五・八六年)を指す。以下の書誌事項には『目録』と相違する計測値などもあるが、報告者の実見・実測したところを提示する。

(2) 『目録』では全長を「横一九四・〇」とする。『目録』は調査者の手書き原稿をそのまま下版した由なので、誤植ではない。

(3) 『目録』では「弘法大師付法血脉有二流」を内題とするが、これは本文初行とすべきものと考えられる。

(4) 標準一紙長とは筆者が書誌事項の報告をする際に使用している造語である。文字どおり、当該卷子本を構成する料紙一紙の標準的横長を意味する。原則として最頻値(モード)を採るが、継ぎ目糊代に伴う誤差の範囲内において複数の最頻値が出るならば、その平均を採る。もともとと複数種類の料紙が用いられている場合には、それぞれの標準一紙長を記載する。

(5)

『目録』では以上すべてを本奥書とするが、最後の杲宝のものは書写奥書と考える。ゆえに、貞和五年杲宝写と判断した。しかし、「請來録」を一貫して「請來銀」と誤ることや、中山師によれば、梵字におかしな書き様のあることなど、中世東寺一の学僧杲宝の筆と見るには不審な点もある。

《翻刻例言》

* 改行、傍記、小字片側寄せ、小字双行などの体裁は原本どおりとする。文字の大小、配置なども、努めて原本の態様を髣髴せしめるよう心掛けた。ただし、字間の空きについては十分には再現していない。

* 用字については以下の方針に従う。

- ・ J I S 内漢字および『今昔文字鏡 単漢字 10 万字版』(東京、紀伊國屋書店、二〇〇一年)の TrueType フォントを用いて表現可能なものは、原則として原本の字形を活かす。したがって、同じ字の新旧あるいは正俗の混在する場合がある。
- ・ それ以外の別体字は、右の範囲内に存する最も適当な文字に改め、必要に応じて翻刻注を施す。
- ・ ごくふつうに使われる別体字は、殊更に原本の字形を出さずに通行字体を用いる(例えば、忄↓等、苻↓符、弘↓弘、囧↓因など)。

・梵字についても、『今昔文字鏡 單漢字 10 万字版』所収のフォントを使つて翻刻した。ただし、見たらぬものが二、三あり、やむを得ず最も近い字形のものを出したうえで、翻刻注を付した。東寺の御厚意によつて頒下された写真をスキャンした画像を稿末に掲げたので、それを参照されたい。¹

・筆法によつては、筆写者がどの字形を書こうとしたのか判然としない場合が少なくない。その際は概ね通行字体を用いる。

・原本の字形を残すか、通行字体に置き換えるか、その判断にややゆらぎがある。とはいえ、よほど用字法などの検討に踏み込まぬかぎり、あまり厳格に呻吟することは無意味であろう。そのような必要のある場合には、他人の翻刻に頼らず、あらためて原本を閲すべきである。なお、原本の字形を残す基準は、視覚的な違いが顕著、部首を異にする、など。

・ごくわずかに古体のカタカナを見るが、現行のカタカナに開く。

・本資料においても、大と太、小と少など、他の資料でもふつうに見られる異字通用がある。これらについては、翻刻には原本にあるとおりの字を出し、一々（ママ）を付けなかった。この方針によると誤植の識別が困難という憾みもあるが、疑わしい場合には報告者まで照会されたい (ezk01526@nifty.com)。

・カタカナの合字「ㇿ」については、ゴシック体で「シテ」とした。少々見分けにくいだが、諒解を願う（本資料では一箇所）。

* 量字符号は、原本では「ミ」だが、翻刻では「々」を用いる。ただし本資料前半において、「ミ」を省略符号として用いている箇所があり、それについては「ミ」を残した。

* 文字の左傍に「×」、右傍に（別の）文字があるのは、いわゆる見せ消ちをしたうえで、右傍の字に直して

《付記》

いる箇所である。右傍に文字がないのは、当該字を抹消している箇所である。

* 括弧（ ）内は、報告者の加えた字句を示す。

* 毎紙、冒頭に紙数を示す。

* $\text{\texttt{TeX}}$ では注の管理がすぐる容易なので、原本所見に係る翻刻注は全て注として末尾にまとめた。なお、この点は $\text{\texttt{TeX}}$ を採用するメリットの一つでもある。

* その他、一般的な翻刻に準じて解釈されたい。

注

(1) 『今昔文字鏡』は、より収載文字数を増やした新版が出たし、同じ文字鏡研究会から『梵字鏡湧出窓』という梵字に特化したソフトウェアも刊行された。とくに後者は文字数が大幅に増加している由だが、報告者はいずれも導入の機を逸した。それらには、あるいは見つかるのかもしれない。

* 小稿は報告者自身が日本語版 $\text{\texttt{L\^AT\^EX 2_\epsilon}}$ (角藤亮氏によるいわゆる角藤版 $\text{\texttt{pL\^AT\^EX 2_\epsilon}}$)で組版し、大島利雄氏公開の“dvipout for Windows” version 3.11.4によつて印刷出力したものを版下として使用した。

* JIS外漢字を組版するため、『今昔文字鏡 単漢字 10万字版』(東京、紀伊國屋書店、二〇〇一年)のTrueTypeフォントを使用した。当該フォントの著作権は株式会社エーアイ・ネットならびに文字鏡研究会にある。

* 前項のフォントを $\text{\texttt{L\^AT\^EX 2_\epsilon}}$ 上で使用するに当たり、堀田耕作氏によるフリーウェア $\text{\texttt{Mjfonts}}$ パッケージを利用した。

* これらのソフトウェア等を開発・公開された諸氏に心より敬意を表する。

(後補外題)
弘法大師附法血脉

(第1紙)

(異筆)
本題下覚済云々

(コノ間、六行分程空キ)

弘法大師付法血脉有二流

一大日 金剛薩埵 龍猛 龍智 金剛智 不空 惠果 弘法

一大日 金剛薩埵 龍猛 龍智 不空 惠果 弘法

前ノ血脉ハ仁和之流 後付法ハ醍醐之傳也此二流之

外有造玄海雲之血脉此外於胎藏又有二流一者

善无畏三藏於金粟王塔之邊文殊口ツカラ 傳授

胎藏之行儀是則大日經第七卷供養次第法是也

一者廣大攝大軌者是則鐵塔傳受之說也

(第2紙)

結縁水丁者大日如來之大悲利物之開門也 亦云學法水丁亦云
受明ニ、亦云持明ニ、

但以結縁水丁亦雖稱學法水丁等聊可有通局
之差異欵單結縁水丁者不謂器非器不擇淨不
淨令投花房知法尔繫属之縁佛導蓮臺令結
當來成佛之遠縁是則普門結縁之方便自始至于
終三昧耶戒已下晝夜之行儀更无隱密之儀
學法水丁者為令習學秘密之教法或為一人或儀
多人開密壇導壇場令投花之後知縁佛定繫
属授諸尊瑜伽令受秘密之教籍是則入真言之
初門秘密習學之基漸也或又傳法水丁之次正機
受者之外導餘人令道場令投花等也亦云結
縁ニ、亦云受明ニ、寛平法皇令授傳法水丁於六人
之日為滿七人以寛空入胎藏壇令投花是則受明
ニ、學法ニ、等也慈覺大師傳法水丁之時良房
基經等入壇場令投花等也其名義雖似通其

(第3紙)

意趣又異能々可斟酌併在口受

於水丁有重々有八家之印可各別在之又皆有淺略有深秘付大師一流又円城寺醍醐寺壺坂寺

三流各別在之又於諸尊皆有傳法之印可少々出于儀軌本經等必付其尊先入學法水丁壇場

之後可習學其尊法其旨分明^ニ見于本軌等

請來銀云六月上旬入學法水丁壇是日臨大悲^②

胎藏大曼タラ。七月上旬更臨金剛界大万タラ

重受五部水丁。八月上旬亦受傳法アサリ位水丁^文

上文云沐受明水丁再三受アサリ位一度^{云々}^③

沐受明水丁再三者下所出六月七月兩度ノ水丁^ヲ

指也三字ハ乘言勢來欵以二度云兩三度世俗常

途之習也強不可劬勞欵受アサリ位一度者指八月

上旬之水丁也 是師口也

或說云六月七月兩度水丁者常途ノ傳法水丁也八

月上旬者甚深ノ秘密水丁也但上文沐受明水丁再

三者大師在唐之日惠果和尚他人令授傳法水丁

給事三箇度每度大師ヲ奉入密壇令投花仍沐

(第4紙)

受明水丁再三也

此義能々可思之付法傳并請來銀^録等所未見也

傳法水丁之時以金界為始以胎界為後事并^④

兩部之相承上下參差事秘密家之大事甚深

秘密之口決難載筆端於 院御所之中門廊明

僧都面談之次胎藏今一重上^ル事相尋處明公返

答云廣付法傳不流布之以前付略付法傳元果

僧都一旦所記也廣付法傳流布之後彼說強難

取指南^{云々}所存之旨不足言兩本付法傳廣略雖

異兩部相承敢不可替欤有智之資可察之

大師隨青龍令受傳法水丁給事兩界前後未見

分明之記若以六月七月之水丁存傳法水丁之日^ハ以

胎為前以金可為後欤若六月七月存結緣水丁之

日^ハ八月上旬アサリ位之水丁兩部前後於請來銀^録

猶不分明大師於本朝令授十人給之日兩部前後

又不分明真雅源仁之傳授又以同南池令授

益信聖寶之兩人之時又以不分明但益信奉授

寬平法王之日以台為初以金為後自尔以來円城寺

(第5紙)

之流一向以台為初以金為後^⑤

尊師令授中院僧正觀賢之日兩部前後又未

明但觀賢令造水丁之次第給之日先礼金界諸

尊後礼台藏諸尊^{云々}以之思之以金為前以台可

為後欤就中我朝之傳法水丁以檜尾僧正為最^{郡欤}

初承和季中申賜官符宣於東寺始令行水丁

給之日以金為初以台為後舊記分明也延命院

具支水丁式云以金為先以台為後其意在口決^{云々}

又小野海僧正口決云東寺者金為前台為後^{云々}

仍仰累祖口決於予流者以金為初夜以台為

後夜其由在甚深口決^{委細注于左}

請來銀云我祖大廣智アサリ初受金剛智三藏更詣

南天竺龍智アサリ所括囊十八會瑜伽研窮台藏

等密藏^文付法傳意同之

兩部之傳受全不可為參差欤龍智金智不空

惠果弘法六代之相承不可有前後參差而不空三

藏更詣南天龍智所重令受兩部印可之日於金

界者不異弘教之印可至于胎界始受甚深秘密

(第6紙)

之印可上所引錄文云研窮胎藏等秘藏云詞大師^⑥

深令存此旨給故也但所疑者龍智秘于弘教欵將又金智秘惜不空欵秘惜誰人乎失落何所哉於于今者只任龍智之相承胎藏之血脉今一重上^ル也不空三藏南天受法之日以金為初以胎為後

自尔以來惠果大師真雅源仁聖寶觀賢淳祐

元杲只一人相承也源仁授益信之日猶秘此行儀

不授之況餘人乎甚深々秘々密灌頂者是則此

行儀也延命院具支水丁式者是則秘密水丁之

式也廣智三藏詣龍智之御許所受之水丁者

則是也但以金為前之故者今此行儀者法性大

日如來之至極果滿成佛之印可也此上^{ニハ}无可極

之果^一无可求之位此行儀^ヲ不知不覺之時^ハ其悟在

因分之故所作之行儀猶從因向果之修行也仍

不傳此印可自餘傳法水丁等猶有不極之所故

併從因向果之行故以因万タラ為前以果万タラ為

後六月七月之學法水丁不至八月上旬之秘密水丁

之職位故於學法水丁^モ猶以因為先是甚深意也

(第7紙)

最極秘密之作法以果為前以因為後非唯口決本^⑦

說分明在之此事延命院上綱猶讓于口決不記之

況未代哉為後日之癡忘^之忘恐記^之惠果六箇印

可之内大師獨受之弘法十人御資之中真雅一

人傳之南池兩人付法之中尊師一人受之能々可

存念不可聊尔大師在唐之日八月上旬受傳法

アサリ位灌頂是也此則南天龍智之相承秘密

最極之印可也尊師御流之外都不知之具支水丁式并遺誠者仁海僧正不被傳之書也延命院上綱入滅之時付于上醍醐廣壽上人々々逝去之刻付于北尾常寂君々々々以此付于峯アサリ快深々々付于寂円大理趣房快深闍梨現存之時以寂円上人為使者奉見成尊僧都々々隨喜感悅秘于三衣管底不及流布然而及近世處々弘之於海僧正決定不見此書欵之由見于彼製作之書其故者小野六帖造紙之中水丁事不殘淺略深秘併令記之其中具支水丁行儀一切不載之若是秘惜欵之由可疑之處若存秘惜議者爭被

(第8紙)

書載最極秘密之印可哉以之知之件六帖ハ无⑧

秘惜之議具記之書也普通水丁作法ハ二二個日

撰吉日良辰初夜後夜各別授之今此具支水丁式者一夜之作法也都餘家餘流所无之行儀也

三昧耶戒之後兩界供養法大作法ニ行之撥遣了其後行護摩其後鈎召受者入内道場令

投花令打水丁先金剛界
次胎藏界次西小壇五瓶灑水

寶冠其後授印可次白拂扇塗香篋輪

螺鏡次居替座供養念誦如此道具授与之次第

仁海ノ六帖ヲ為始他次第一一切所无也其後不脱寶冠

渡東小壇指白
蓋五瓶印可等同前次道具於此有二

傳或云如西小壇七種道具併授之最後五古授之

或不授七種道具只五古許授之二傳之中以後說為

好其後脱納加沙令着新アサリ以受者平加沙大

阿闍梨着之其後指赤蓋八祖巡礼其後出堂還

列等此次第甚深秘密之行儀也

先三部五部之諸尊勸請之道場觀諸尊^ニ令冥會

(第9紙)

向此万タラ本位^ニ令投花是則普通之次第也而此^⑨

次第兩界撥遣了本尊諸尊歸本土之後投花

次撥遣之跡護摩壇へ勸請本尊諸尊行護

摩供之条二箇條極不審也深秘々々可開口傳

具支水丁式^ニ明鏡^ヲ最後授之事新古アサリ居

替座事餘家次第都所不知也実是最極秘

密之行儀也弘法大師八月上旬受アサリ位者即

此作法也諸水丁終之後至極果滿成佛究竟之

行儀從本垂跡從果向因之軌則也大師獨受

之義明供奉以下諸人敢不傳之是則廣智三藏

詣南天龍智之所々受之作法以金為先^{口決}如前

歸朝以後嫡々相承醍醐一流留之実は不可思議

々々々々非多生廣劫之宿善爭傳之哉偏是依兩部

諸尊八大高祖之加護受之也傳之人深存此旨如

護眼精可護惜之努力々々非器不信之人^{ニハ}不可

(第10紙)

授能々知見心操臨死期密授之无其器者可

投火傳授^可過^不二人若有最上之根器可授三人欵

三部灌頂者金剛胎藏蘊悉地也^{兩部行儀究竟成就之時ヲモテ合云蘊悉地也}

延命院云妙成就事高野舊風不行之他家有此

事但如眼前陳能々令存念^{云々}

仁海僧正云兩部水丁妙成就自大師至于予身八

葉^云兩上綱口決已以似水火此事聊尔難決最極

秘密之肝心也他家者天台三品悉地之水丁印可也

是則高野舊風所不用也

六九

僧都受者真紹僧都也本朝水丁以此為最初

三昧耶戒之時大アサリ實惠自興下テ自正面間

入堂向西ニ巡礼高座之刻大アサリ未申角ヲ廻テ

向北一臂打テ廻之時高座戌亥角ニ大師忽令顯現

給仍大アサリ申方ニ立留暫閑眼運心踟躕良久

開眼奉見之猶如元令坐給依之立歸南ニ退キ⑩

東ニ向テ逆ニ廻高座登高座餘人敢不見之実惠

一人拜見之其後至于今仁和之流逆行道シテ入

幕内醍醐之流只順廻入幕内也

先師阿闍梨聖一口授云雖末代三昧耶戒之時眼

前ニ大師令顯現給者實ニ逆ニ廻テ可入幕内不

然之時ハ只可巡廻之其故水丁道場之砌海會聖

衆傳燈列祖如雲降臨雖然凡夫之肉眼不奉拜

之爰以不及拜揖不能去席大師又以同前親不

(第13紙)

奉拜見之時何強避道存逆行之儀哉只任常

⑪

途右繞之義可存順之義也但於実惠之行

道者順逆二義共以為證據醍醐付初一存順

之義仁和ハ付終一存逆之義彼此共存一邊強不

可是非事欤順逆之行道事貞觀寺以下代々

列祖等之行儀未見分明之舊記但先師三寶

院大綱於先師義範僧都者被用順行道之旨常

被語仰キ其上權僧正御房數度傳法水丁之時

聖賢親所見知皆以順行也仍於予流者順義

一切不遺失云々

又同口授云大アサリ自北方出入新アサリ自南方召

入事有道理有證文更不可疑之行儀也

并心論云南方寶生佛為成平等性智亦名灌頂智

○北方不空成就佛為成々所作智亦名羊石智^文 ①

北方羊石智是則事業之方也今大アサリ行具

支之大事業之故以北方為大アサリ座仍自北方令

出入南方水丁智能得三界法王ノ位^ヲ之方也是故

以南方為受者座仍開南方召入受者專叶五部之

(第14紙)

行儀順戒律之軌則就中云高座之觀念云初後夜²²⁾

之護摩專以寶生尊為深秘之行儀其由皆在

口決能々可存念

已上師口

法王之流^{ニハ} 无言行道以前振驚覺鈴聞鈴聲始无

言行道近世稍其儀改衆僧着座之後大アサリ前

作法其後驚覺鈴又於高座戌亥方蹲踞高

座加持護身結界等其後登高座

醍醐之流順廻高座々々北^{ニシテ} 向內道場方先礼

西次礼東是則礼兩部之意也次礼南方^{是礼高野山大師之意也}

次少護身 次登高座 次无言行道其間大阿サリ

含香灑水等 无言行道第三匝之終驚覺鈴聞

鈴聲止鉞音色衆等皆着座其後說戒等如常

(藍本本奥書)

御本奥云

安元三季三月十七日於最勝光院僧房記之了

秘之中秘密之中密也擇上根上智之法器可傳

付之傳之門人決定可證得并之人也門人不可過

三人

(第14紙裏書)

教王經云由結金剛宝從仏護灌頂云々 說金剛宝并三マヤ印
功能之文也

又云蘓摩訶怛鉢ト誦已則獲一切仏灌頂云々 說同并三マヤ
真言功能之文也

又云結大金剛宝從師受灌頂 說同并羊石印功能之印文也

空私後日記副之以南方為受者引入之門潤色之²³

證文欵可思之²⁴

(第15紙)

(本奥書)

已上一夜作法先師眼前口受^ニ傳之但於書

籍者後日可賜之由蒙御命其後連々依无便

宜不及申出然間先師入滅之刻以此書付觀聖

闍梨之刻必以此書可令傳寫于瞻空之由有

御遺言之由彼闍梨被語申仍感喜之淚濕

衫建仁二季冬閏十月四日依為先師月忌參

詣彼廟之次寄宿觀聖闍梨之菴室申出

此書同丑尅之半燈下染筆書寫了入壇傳

法之資雖及三十餘人傳此書之人觀聖瞻空宮

只二人也努力々々甚秘々々

金剛佛子瞻空四十

金剛仏子瞻經本

已上寫本記

建治二季十二月十九日於香隆寺宝光院

禪室書寫了

法印フシヅメ²⁵

(第16紙)

至^干奥之日記并裏書校合了

(書寫奥書)

去十日參入新熊野御坊僧正御房實一有

御對面數尅法談不等葉血脉蕪悉地印可

東寺相承有无等有其沙汰右書被載祖

師口傳之由有御物語蒙御免可書寫之由

懇望之處忝有御承諾仍同十二日申出

之了中院僧正式同日申出^之了其日御

返事狀云先日申承候誠悦存候き相構

細々可令申候抑兩卷進之候如法其憚候

御一覽後即可返給候欵併期面謁候

恐々謹言 七月十二日實^{云々}則以彼御本

覺濟僧正
自筆本 書寫之訖

貞和五季七月十七日 權少僧都杲宝^記

同八月廿九日一交訖裏書同寫交訖

注

- (1) コノ行、繼目ニ乗ル。水丁、付注スルマデモナク「灌頂」ノ省画略字。ミ、省略符号トシテ用イテアリ（フツウハ疊字符号）。以下同。
- (2) 銀、ママ、「録」ナルベシ。以下同。後文ニ「銀」ヲ「録」ニ訂シタル箇所アリ。
- (3) 沐、ハジメ「休」ヲ書キ、人偏ニ三水ヲ重書。一見「休」ニ見ユ。
- (4) （胎界ノ）界、不明字（蔵カ）ヲ擦消テ重書。
- (5) コノ行右端、繼目ニ乗ル。
- (6) コノ行、繼目ニ乗ル。
- (7) コノ行、繼目ニ乗ル。
- (8) コノ行右端、繼目ニ乗ル。
- (9) コノ行右端、繼目ニ乗ル。
- (10) （挿入ノ）大、「生」ノ下ニ入ルベキカ。
- (11) イ、實際ノ字形ハコレ（*tra*）ニ涅槃点；ガ付ク（*trā*）『今昔文字鏡』ノ梵字フォントニ見当タラズ。図1参照。以下同（図3右二丁目・図5右三丁目）。
- (12) ズ、實際ノ字形ハコレ（*tra*）ニ修行点；ガ付ク（*trā*）『今昔文字鏡』ノ梵字フォントニ見当タラズ。図2参照。以下同（図4四丁目・図4一番下・図6四丁目・図7四丁目）。（右傍ノ）是一重、繼目ニ乗ル。
- (13) ズ、實際ノ字形ハコレ（*ho*）ニ涅槃点；ガ付ク（*hō*）『今昔文字鏡』ノ梵字フォントニ見当タラズ。
- (14) 図3参照。
- (15) 図4参照。
- (16) 図5参照。
- (17) 図6参照。
- (18) 図7参照。
- (19) （退ノ捨仮名ノ）キ、古体ノカタカナヲ書ス。
- (20) コノ行右端、繼目ニ乗ル。
- (21) 羊石、付注スルマデモナク「羯磨」ノ省画略字。
- (22) コノ行右端、繼目ニ乗ル。
- (23) 門、ママ。「文」ナランカ。
- (24) コノ行ノミ第13紙ニ乗ル。
- (25) 𑖀（カ）＋𑖀（ア）＋𑖀（シヤイ）。卷頭ナラビニ書写奥書ニ見ル寛済デアロウ。但シ、普通「カクゼイ」ト訓ム。図8参照。

五

飛飛飛飛

口五五二(五)

二五五五五

知前

氣不飛升

दा. पू. दा.

५३८

升升升升

醫
藥
學

口五五二五

内可平或外

वं नृपः श्रीः

升升升升

图 8